

不明な点は  
お問い合わせを

## 国民健康保険・国民年金に関するお知らせ

### 国民健康保険料の納入通知を発送します

本年度の国民健康保険料の納入通知書を7月15日（木）に発送する予定です。届くまでは数日かかる見込みですので、あらかじめご了承ください。届いたら記載内容を確認し、不明な点があればお問い合わせください。

失業による収入減少などを理由とした保険料の減免については相談に応じていますので、ご連絡ください（新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については6ページをご確認ください）。  
※問い合わせや相談の対応に時間がかかることがあります。／所得内容の確認は市民税課、分割納付などの手続きは収納課（ともに市役所2階）へ。  
▼その他 第1期分からの減免申請は、第1期の納期限当日（8月2日（月））が申請期限ですので、ご注意ください。

### 被保険者証が新しくなります

国民健康保険被保険者証が8月1日から更新されることに伴い、新たな保険証を7月下旬に被保険者個人ごとに発送します。

新しい保険証の色は「水色」で、有効期限は一部（途中で75歳に到達する人など）を除き、令和4年7月31日です。

届いた保険証の記載内容に間違いがある場合や保険証が届かない場合は、国保年金課か岩木・相馬総合支所民生課、各出張所にご連絡ください。

■問い合わせ先 国保年金課国保保険料係（市役所1階、☎ 40-7045）

### 限度額適用認定証の更新について

限度額適用認定証は、医療機関へ提示することで高額療養費の自己負担限度額が適用されますが、使用期間が8月1日～翌年7月31日となっており、現在使用している人の限度額適用認定証の有効期限は7月31日となります。

7月末からの更新時期は毎年窓口が混雑しますので、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、郵送による申請書の提出をお願いします。

#### ▼申請方法

①現在使用している人（昨年8月～今年6月に申請した交付対象の人）…7月6日頃に申請書を送付します。引き続き使用する人は同封する返信用の封筒で申請書を返送してください。

②それ以外の人…市ホームページ（お役立ちメニュー▶申請書ダウンロード▶健康こども部国保年金課▶限度額適用認定証の交付）から申請書をダウンロードの上、郵送してください。申請書を郵送することもできますので、希望する人はお問い合わせください。

▼その他 70歳～74歳で区分が「一般」と「現役並みⅢ」の人は、医療機関に保険証を提示することで自己負担限度額が適用されるため、限度額適用認定証の申請は不要です。不明な人はお問い合わせください。

※世帯に所得情報が不明な人がいる場合や、保険料の納付状況によっては、来庁による手続きをお願いする場合もあります。

■問い合わせ先 国保年金課国保給付係（☎ 40-7047）／岩木総合支所民生課健康福祉係（☎ 82-1628）／相馬総合支所民生課健康福祉係（☎ 84-2113）

### 国民年金保険料の免除・猶予

経済的な理由などで保険料納付が困難な人は、申請により免除・猶予される制度があります。

①免除・納付猶予申請…令和3年度分（7月～令和4年6月分）について、全額免除、一部免除、納付猶予の申請を受け付けています。

※申請時点から2年1ヶ月まで遡のぼって申請できます。

②継続免除申請…令和2年7月～令和3年6月の保険料が全額免除、納付猶予に承認された人は、今年の7月以降も同じ免除区分で継続申請した人は、あらためて手続きを行う必要はありません（ただし、別住所の配偶者については申し出が必要）。

失業や天災等の理由で全額免除や納付猶予承認を受けた人、申請後に国民年金第1号被保険者の資格を喪失した人は再度申請してください。

▼必要書類 年金手帳かマイナンバーを確認できる書類／本人確認できる書類／失業した人は離職票等／代理申請する場合は委任状

※①・②のいずれも個人住民税（市民税・県民税）の申告が必要です。／新型コロナウイルス感染症の影響による免除などのご相談はお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 国保年金課国民年金係（☎ 40-7048）、岩木・相馬総合支所民生課、弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27-1339）

該当する人は  
申請を

## 私たちの介護保険制度

対象となりますので、早めに手続きを。

#### ～③・④共通事項～

▼受付開始 7月15日（木）から（土・日曜日、祝日を除く）

▼申請方法 介護福祉課（市役所1階）へ申請書等を直接提出か、郵送による申請  
※新型コロナウイルス感染症の影響に係る減免については7ページをご確認ください。

### ⑤介護保険負担割合証の更新

負担割合証が8月1日から更新されます。新しい負担割合証は、要支援・要介護認定を受けている人と総合事業の事業対象者に対して、7月下旬に発送する予定ですので、届き次第、記載内容を確認してください。

介護保険・総合事業のサービスを利用する際には、被保険者証と一緒に負担割合証をサービス事業所に提示する必要があります。

なお、現在お使いの負担割合証は、8月1日以降に介護福祉課または岩木・相馬総合支所民生課窓口まで返還するか、裁断のうえ、破棄してください。

### ⑥在宅ねたきり高齢者の寝具丸洗いサービス

自宅で生活をしているおおむね65歳以上のねたきりの人を対象に、寝具の丸洗いを無料で実施します。ぜひご利用ください。



▼内容 掛布団、敷布団、毛布または丹前のいづれか各1枚ずつ、合計3枚までを専門業者が回収し、丸洗い・乾燥・殺菌消毒をした後、自宅へ返却します（約1週間）。

▼実施期間 9月上旬～10月末  
※回収日・返却日については、申し込み受け付け後、利用決定通知で個別にお知らせします。

▼申込先 8月2日（月）までに、各地域の民生委員または介護福祉課か岩木・相馬総合支所民生課窓口へ。

■問い合わせ先 介護福祉課（①～④…☎ 40-7049、⑤…☎ 40-7071、40-7072、⑥…☎ 40-7114）